

「測量成果電子納品要領(案)」の改訂に係る意見

No.	該当箇所		頂いた主なご意見	対応案(国土交通省の考え方)
	頁 (本文) (付属)	項目		
1	本1	1適用	1章の適用において、電子納品の通則は土木設計業務等の電子納品要領(案)に従うとのことだが、上記要領(案)の付属資料5によるPDF形式への変換についての詳細な設定(しおり等)は適用するのか。	PDFファイルのしおりの作成は任意であるが、事前協議ガイドラインに明記する予定です。
2	本6	2 フォルダ構成	DOCサブフォルダに「特記仕様書」「協議書」が格納される規定になっているが、設計業務電子納品要領で1階層上のフォルダで管理すべきではないか。 また、地質調査と測量業務の両方がある調査業務では、どちらのサブフォルダに格納すればよいのか規定されていない。	土木設計業務については、事前協議ガイドラインで、協議書等の書類は必要に応じて報告書の巻末資料として添付するなど、その取扱いを受発注者の協議により決定することとなっています。新たに協議書等の書類を格納するためのフォルダを新設する予定はありません。 地質調査資料整理要領(案)では「DOC」サブフォルダは規定されていません。
3	本7	2-1全体構成	INDE_D03.DTDになっているが、「土木設計業務等の電子納品要領(案)」も版が変わるのか。	「土木設計業務等の電子納品要領(案)」も改訂します。
4	本14	2-2測量フォルダ構成	「デジタルオルソサブフォルダ」は、「デジタルオルソサブフォルダ」の誤りではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
5	本18	2-2測量フォルダ構成	「DATA」が測量記録・成果品の成果品に相当するのであれば、基準点測量の基準点網図、水準測量の水準路線網図は「DATA」に入れた方がいいと思う。	P65に示すとおり、「網図・一覧図類」は測量作業の途中工程で得られる測量記録であり、「WORK」フォルダに格納することとします。
6	本18	2-2測量フォルダ構成	/地形測量/測量記録/図化が2回出てきている。	ご指摘のとおり、修正します。
7	本18～24	2-2測量フォルダ構成	最上部の測量区分、成果区分、測量細区分の題目に罫線が無いところがある。測量区分、成果区分、測量細区分区切り罫線がおかしいところがある。	ご指摘のとおり、修正します。
8	本19	2-2測量フォルダ構成	/地形測量/測量記録/図化の記述が無い。	ご指摘のとおり、修正します。
9	本20	2-2測量フォルダ構成	測量区分「路線測量」、成果区分「DATA」、測量細区分「幅杭測量」に「成果表」が必要。	国土交通省公共測量作業規程で定められていない測量成果については「OTHERS」フォルダに格納することとし、要領(案)に補足説明を追加します。 また、これらの測量成果の電子納品方法について、平成16年度以降検討してまいります。
10	本20	2-2測量フォルダ構成	先頭行 /路線測量/測量記録/詳細測量が / / /詳細測量になっている。	ご指摘のとおり、修正します。
11	本21	2-2測量フォルダ構成	先頭行 /河川測量/測量記録/海浜・汀線測量が /河川測量/ / になっている。	ご指摘のとおり、修正します。
12	本22	2-2測量フォルダ構成	「DOC」サブフォルダに「ファイル説明書」を入れたらどうか。	「ファイル説明書」は、「KITEN」、「SUIJUN」、「CHIKAI」、「ROSEN」、「KASEN」、「YOUCHI」の各フォルダ以下に作成する「OTHERS」フォルダに格納することとなっています。
13	本22	2-2測量フォルダ構成	先頭行 /用地測量/測量記録/用地実測図等の作成が / / /用地実測図等の作成になっている。	ご指摘のとおり、修正します。
14	本23	3-1 測量成果管理項目	表3-1 測量情報管理項目の区域情報の数字数が度(3)分(2)秒(2)7桁だが「8」となっている。	要領(案)に示すとおり、西経、南緯に対応するため頭文字に-(HYPHEN-MINUS)を記入できるように、8文字としています。
15	本24	3-1測量情報管理項目	「その他データフォルダパス名」の説明で、4のような「当該測量細区分の成果が「その他データ」サブフォルダに格納されている場合は必ず記入する。」という一文が必要ではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
16	本27	3-1 測量情報管理項目	「等級」および「地図情報レベル」のどちらも未確定である場合は、いずれかに「99」を記入する。(P29)とあるが、「未確定」という曖昧な括弧で一つにしてよいのか。	いずれの場合も、「等級」および「地図情報レベル」が定められない場合ですので、「99」で一括することとします。
17	本33	4 ファイル形式	スタイルシートの保存場所やXMLへの記述箇所が曖昧ではないか。また、スタイルシートを使用する場合の記入例は無いのか。	上位要領に当たる「土木設計業務等の電子納品要領(案)」と調整を図り、ご指摘のとおり、修正します。

「測量成果電子納品要領(案)」の改訂に係る意見

No.	該当箇所		頂いた主なご意見	対応案(国土交通省の考え方)
	頁 (本文) (付属)	項目		
18	本33	4 ファイル形式	「各管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とする」(P35)とあるが、スタイルシートが必要ならば、標準的なものを掲載すべきではないか。	スタイルシートの作成は任意ですので、XSLの例は要領(案)には明記しません。
19	本33	4 ファイル形式	P.55 観測手簿をPDFにする際に、“枚数が多い場合どのように分割するのか示すべきではないか。	業務によって、観測手簿の内容、枚数等が異なりますので、業務ごとに使い勝手の良い形で、ファイルを一括することが基本であることから、要領(案)の修正は特に行いません。
20	本33、本62	4 ファイル形式 5 ファイルの命名規則	数値データ等TXT形式をどういう拡張子にするのか命名規則で説明すべきである。	ご指摘を踏まえ要領(案)に拡張子を明記するように修正します。
21	本34	4-1基準点測量成果ファイル	成果表(数値データ)のファイル形式はTXT形式でフォーマットが決まっているが、使用している測量システムが未対応の場合の納品について検討すべきだ。	今後の再利用を考慮し、ご指摘のとおり、成果表数値フォーマットを追加しました。
22	本36	4-1基準点測量成果ファイル	(10)で「衛星配置図」は本要領で明記されているため不要である。	ご指摘のとおり、不要であるため削除します。
23	本39	4-2地形測量成果ファイル	・表の内容を見ると分類の仕方がDMを基準にしているの、4-2地形測量の中に入れた方が良いのではないか。 ・網図の線はS-BMK? ・観測図の観測角度線はS-? ・点検順路線はS-?	表4-2はガイドラインに移動することとし、要領(案)では「CAD図面はCAD製図基準(案)に準拠して作成する」ことのみ記載します。 「網図の線」、「観測図の観測角度線」、「点検順路線」は全てその他のデータに該当しますので、「S-BGD」に格納することとなっています。
24	本39	4-2地形測量成果ファイル	空中写真測量(対空標識設置)の対空標識点明細表がpdf形式に対して同じ明細表である刺針点明細表が対象外となっている。対空が明瞭に写っていない場合、刺針点を設置するため、刺針点明細表もpdf形式としたほうがよい。	刺針の穴が見えなくなるため対象外としています。
25	本47	4-3応用測量成果ファイル	用地測量の規定の中でCADデータでの納品も可能としているが、レイヤの規定はないのか。	CAD製図基準(案)に準拠し、レイヤを設定することとなります。
26	本48	4-3 応用測量成果ファイル	「*1: 拡張DM形式を基本とするが、設計段階において拡張DM形式による測量成果の利用が困難な場合は、CADデータでの納品も可とする。」とあるが、測量段階では利用可能か否かは判断できないため、「CADデータとあわせて納品する」としておく必要があるのではないか。	現場単位で運用状況が異なりますので、ファイル形式については受発注者協議で決定することとします。
27	本51	4-3 応用測量成果ファイル	表4-2の参照では縦断面、横断面が作図できない。CAD製図基準(案)レイヤ名一覧参照とするか、表4-2を拡張すべきではないか。	CADデータのレイヤ構成は、「電子地図/建設情報連携小委員会」で検討中の「DM-CAD(SXF)変換仕様(案)」によるものです。 要領(案)には、「CAD製図基準(案)のレイヤ名を参照する」旨、注記を入れます。また、レイヤの拡張は「CAD製図基準(案)」の改訂を伴いますので、今後の検討事項とさせていただきます。
28	本57	4-3 応用測量成果ファイル	・基準点測量成果の方では基準点網図がPDF(CAD可)であるのに用地測量成果の補助基準点の設置の基準点網図は拡張DM(CAD可)となっているが統一すべきではないか。	基準点網図、水準路線図等の測量成果のファイル形式についても拡張DM可と修正します。
29	本62	5 ファイルの命名規則	このファイル命名法は「公共測量作業規程」に基づいていると思うが、「RTK-GPSを利用する公共測量作業マニュアル」にはどのようになるのか。	RTK-GPS測量の電子納品については、平成16年度以降に検討してまいります。
30	本62	5-1測量成果等	デジタルマッピング、既成図数値化のDMデータファイルのうち、基本図図郭に準じたファイル名の場合は、その名称とするべきと考えます。	ファイル命名(8.3文字以内)については受発注者間協議で決定することとしますので、事前協議ガイドラインに明記する予定です。
31	本62	5-1測量成果等	「その他の要領」では、スタイルシート命名は「SURVEY.XSL」及び「SURV_02.XSL」となっているが、これは「SURVEY02.XSL」及び「SURV_D02.XSL」ではないか。	ご指摘のとおり、修正します。

「測量成果電子納品要領(案)」の改訂に係る意見

No.	該当箇所		頂いた主なご意見	対応案(国土交通省の考え方)
	頁 (本文) (付属)	項目		
32	本69	5-1測量成果等	Q&A SU-13で「G9以降のファイル命名規則としては、アルファベットを用いてGA、GB...と付番してください。」とあるため、これを注釈に追加した	ご指摘のとおり、追記します。
33	付-3	管理ファイルDTD	ソフトウェア用TAGの入力規則(必要度)が「?」となっているが、これは「*」の誤りではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
34	付-6	管理ファイルのXML 記入例	スタイルシートのファイル名を5-1で規定しているが、XMLサンプル内にスタイルシート定義の行を入れるか、注釈を付けて、定義行を記載すべきではないか。	上位要領に当たる「土木設計業務等の電子納品要領(案)」と調整を図り、ご指摘のとおり、修正します。
35	付-12	成果出力フォーマット	「成果表数値データは、等級種別等適当な単位にまとめてファイルを作成する。」とあり、Q&Aによるとまとめる方法は単純にテキストをつなげる(アペンド)となっている。このやり方だと、座標出力終了データA99のあとに、またZ00が続くようになり矛盾している。	ご指摘のとおり、修正します。
36	付-14	成果出力フォーマット 基準点成果表フォーマット	新たに追加された「観測日」の利用用途としてどのようなものを想定しているのか。	地殻変動の補正を視野に入れ、今後成果の更新等に利用できるよう観測日を追加しました。
37	付-14	成果出力フォーマット 6)属性データフォーマット	「CRLF」の前に「アンテナ高」が記載漏れではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
38	付-14	成果出力フォーマット 8)視準データフォーマット	「CRLF」の前に「観測日」が記載漏れではないか。	ご指摘のとおり、修正します。
39	付-14, 付-17	成果出力フォーマット 基準点測量成果表フォーマット 及び簡易網基準点測量成果 フォーマット	A02データ区分にある「標識番号」項目について、両方で運用が異なり、混乱の恐れがある。また、3,4級の点名入力は、「名称、コメント以外のデータは半角文字」の注意事項の適用が曖昧となり不相当ではないか。	「基準点測量成果表フォーマット」及び「簡易網基準点測量成果フォーマット」のA02データ区分にある「標識番号」項目の運用を統一するよう修正します。成果表出力フォーマット注意事項の2)については、名称の適用範囲をご理解いただきやすいよう修正します。
40	付-14, 付-17	成果出力フォーマット 基準点測量成果表フォーマット 及び簡易網基準点測量成果 フォーマット	A02データ区分にある「アンテナ高」項目について、電子基準点以外の通常のGPS測量機設置観測ではアンテナ高は観測値であることから、成果として単一値の記載は困難ではないか。	電子基準点を利用した場合のみ「アンテナ高」を記載します。これは、今後電子基準点のアンテナ高が変更されても、観測時のアンテナ高の記載により、データの再利用を可能とするためです。
41	付-14, 付-17	成果出力フォーマット 基準点測量成果表フォーマット 及び簡易網基準点測量成果 フォーマット	前者のA04データ区分及び後者のA02データ区分にある「観測日」項目について、「GPS測量時省略不可」とあるが、観測日は複数日にわたる場合があり、また、「簡易網基準点測量成果フォーマット」では分までの記載と整合性もなく、運用の定義が曖昧であると混乱を生じる恐れがある。	観測日が複数日にわたる場合は、観測初日を記載していただくようコメントを追記します。「簡易網基準点測量成果フォーマット」の観測日を「基準点測量成果フォーマット」と整合を図るよう修正します。
42	付-16	成果出力フォーマット 簡易網基準点フォーマット	「簡易網」と「厳密網」はファイルとして個別判断できるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、各フォーマット識別子を追加しました。
43	付-17	成果出力フォーマット 簡易網基準点測量成果フォーマット	公共測量作業規程では「GPS測量は三次元網平均を行う」という規定があり、一般的に簡易網を利用することはないため、この中でGPS測量に関する記述は必要ないのではないか。	ご指摘のとおり、不要であるため削除します。
44	付-23	成果表出力フォーマット	5.水準測量観測成果表フォーマットの「*データ構造について」の出力例で、P02～P07の頭にスペースが必要か。	データ構造を見やすくするためのイメージとなっています。実際にはスペースは入りませんので、修正します。
45	付-24	成果出力フォーマット 水準測量観測成果表フォーマット	出力例の一行目の「Z00,SEIKA,02.00」は「Z00,SEIKA,02.00,」が正当。	ご指摘のとおり、修正します。
46	その他全般	応用測量	用地測量から設計を行うことは工程上あり得ないので、拡張DMを規定しても意味がない。後続の作業にデータを生かすのであれば、SXF(P21)で十分である。	設計・維持管理段階でも測量の成果であるDMデータを広く活用することを想定し、ファイル仕様を拡張DMに統一しています。DMデータからSXFデータへの変換については、今後も関係機関と調整の上、検討してまいります。

「測量成果電子納品要領(案)」の改訂に係る意見

No.	該当箇所		頂いた主なご意見	対応案(国土交通省の考え方)
	頁 (本文) (付属)	項目		
47	その他全般	応用測量	中心線線形図のクロソイド要素などを属性として扱うのは、汎用CADの表現としては一般的なものでないため、データ交換が困難になるのではないか。	設計CAD間でデータ交換は、拡張DMではなく、SXFによって行えます。拡張DM実装規約(案)は、CALSの目的である公共事業のライフサイクルに沿い、測量側から設計CADへのデータ提供という主旨で設計しています。
48	その他全般	応用測量	図郭設定があるDMにおいて、路線などによって回転角を与えた図郭を採用すると図郭付近の論理検査が難しくなるのではないか。	斜め図郭は、単にデータの格納単位に適応しているだけです。原則としてすべてのデータは、CADあるいはGIS内ではシームレスにする方針としているため、論理検査上の問題は、特段生じないと判断しています。
49	その他全般	応用測量	応用測量で使用されている用語や高さの基準が、港湾測量や水路測量で使われるものと異なり違和感がある。「港湾測量」のような区分も設けるべきではないか。	ご意見を参考とし、今後の検討事項とさせていただきます。
50	その他全般		線種について、暗渠部・植生界等公共測量作業規程では破線で表現するのに対し、CAD製図基準(案)では実線になっている。作図する場合は公共測量に準じて行っているが、電子納品する場合はデータを修正しなくてはいけないのか。	「国土交通省公共測量作業規程」で線種、線号(線の太さ)が定められている場合は、これに従い、作図を行ってください。
51	その他全般		今回の拡張DM(案)を用いても、設計には相変わらず、DXF,SXF等との併用が必要であり、DMデータを設計側にスムーズに受け渡すことはできない。DMデータの考え方そのものを根本的に見直す必要があるのではないか。	DMからCADへの変換ツールやDM読み込みが可能なCAD等のソフトウェアの普及により、結果的にデータのスムーズな受け渡しを実現すると考えております。DMとCADは今までそれぞれの考え方で進展してきた経緯もあり、今回の改定案に留まらず、引き続きより使いやすい仕様を検討してまいります。
52	その他全般		今度の要領案は平成15年3月版の修正(案)として扱うのか、平成16年4月版として扱うのか。	「平成16年6月改訂版」として公表します。
53	その他全般		「国土交通省公共測量作業規程記載要領」の5ページにあるように、基準点の名称の略記法として、、、、など電子納品で禁止されている文字を使用するようになってきている。PDFを作成する場合はスキャンする方法しかないのか。、、、をI,II,(1),(2)で代用するようことはできるのか。	管理ファイル(XML文章)では、、、等の文字は使用禁止ですが、管理ファイル以外の測量成果では、これらの文字の使用を認めます。使用禁止文字は「土木設計業務等の電子納品要領(案)」で定められていますが、要領(案)の改訂で使用文字の制限についても修正します。
54	その他全般		新技術のデータや成果品の電子納品の取り扱いについては、要領には記載されていないため、専用のサブフォルダの設定などが必要ではないか。	要領(案)で定められていない測量成果については「OTHRs」フォルダに格納することとし、ご指摘を踏まえ要領(案)に補足説明を追加します。また、これらの測量成果の電子納品方法について、平成16年度以降検討してまいります。
55	その他全般		本要領(案)において、電子媒体として具体的に想定されているもの、あるいは、発注者との協議により決めることができるのであれば、それを明記するべきではないか。	ご指摘のとおり、電子媒体については、事前協議ガイドラインに明記する予定です。
56	その他全般		デジタルオルソ画像など大容量のデータとなる場合には、CD-Rでの納品は現実的ではないと考えられ、他の媒体(DVD、HDの媒体)を認めるなど、今後ますます増大化するデータサイズを考慮した検討が必要ではないか。	ご指摘のとおり、電子媒体については、事前協議ガイドラインに明記する予定です。
57	その他全般		測量を実施する場合、必要な与点の成果を入れたり、その他の必要と思われる資料を格納するために各測量区分フォルダのOTHRsフォルダにその他の項目を追加してほしい。	要領(案)で定められていない測量成果については「OTHRs」フォルダに格納することとし、要領(案)に補足説明を追加します。また、これらの測量成果の電子納品方法について、平成16年度以降検討してまいります。

「測量成果電子納品要領(案)」の改訂に係る意見

No.	該当箇所		頂いた主なご意見	対応案(国土交通省の考え方)
	頁 (本文) (付属)	項目		
58	その他全般		全体的(基準案自体)に汎用的では無い。電子納品成果を作成する現場の現実が伴っておらず、非常に煩雑で複雑である。協議による決定事項も多すぎる。抜本的に見直して欲しい。	今後、現場での電子納品運用実態を踏まえて、要領(案)のフォローアップを行い、必要に応じて、平成16年度以降検討してまいります。
59	その他全般		一部図面がPDF形式で納品することとなっているが、PDF化するとスケールや座標がデータとして無くなるため、変換後の図面に精度は問われないのか。	PDF形式として納品しているものは、再利用性の低いものです。精度を必要としている図面はPDFではなく、その他の形式としています。
60	その他全般		測量成果とSXFの関係で、SXFがSTEPやJIS準拠の線幅、線種を使用している。国土交通省公共測量作業規程通りのデータではこれらの基準に合致しないが、その点については、公共測量作業規程を見直すとか、ISOやJISに作業規程の採用を働きかけるとかの方策が必要ではないのか。	作業規程の見直しと合わせて、平成16年度以降検討してまいります。